国立大学法人北海道大学と北海道大学生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生活協同組合（以下「乙」という。）は，災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第１条 この協定は，地震，風水害，火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生し，またはその発生のおそれがある場合で，かつ，大学構成員並びに大学への避難住民に対する支援（以下「災害支援」という。）が必要な場合に，甲及び乙が相互に協力して災害支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は，前条に定める災害支援が必要であると認められる場合，乙に，以下に掲げる事項を要請することができる。

一 飲料，食料その他生活必需物資（以下「飲料及び食料等」という。）の提供
二 食堂等施設の災害対策への利用
三 食器の貸し出し
四 器具・運搬車両の提供
五 災害対策に必要な労務の提供

（緊急連絡網の構築）

第３条 甲及び乙は，災害時における相互協力を円滑に行うため，災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第４条 甲は，乙に災害に関しての情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第５条 乙は，甲からの協力要請事項に対し，生活協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら，積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続）

第６条 甲から乙への要請手続は，文書で行うものとする。ただし，緊急の場合は，第３条に規定する災害時緊急連絡網により電話等で要請できるものとし，その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受諾手続）

第７条 乙は，甲からの要請に協力するときは，文書により受諾の報告をするものとする。ただし，緊急の場合は電話等で受諾を報告するものとし，その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

（費用の負担）

第８条 第２条第一号に掲げる飲料及び食料等の提供等に係る費用の負担については，甲の負担とする。ただし、特段の事情が発生した場合は，甲及び乙が協議の上，決定する。

（災害対策物資の管理）

第９条 乙は，第２条に規定する飲料及び食料等を乙の専有する食堂等において管理するものとする。

（在庫状況の報告）
第 10 条 この協定の万全な実行を期すため，甲は乙に対して，飲料及び食料等の在庫状況について報告を求めることができる。

（防災訓練等への参加）
第 11 条 乙は，甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。
２ 甲は，防災訓練等の実施に当たっては，事前に乙に文書で案内するものとする。

（協定の期間及び更新）
第 12 条 この協定の有効期間は，協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし，期間満了の日の１ヶ月前までに，甲又は乙のいずれからも別段の申し出がないときは，さらに１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（雑則）
第 13 条 この協定に定めのない事項，又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは，その都度甲及び乙が協議の上，決定する。
２ この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙双方が記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

令和元年１０月１日

甲　札幌市北区北８条西５丁目
国立大学法人北海道大学
総長職務代理　　笠　原　正　典

乙　札幌市北区北８条西７丁目
北海道大学生活協同組合
理　事　長　　柿　澤　宏　昭

※本協定書は原本にあらず。
原本は甲乙とも代表者の直筆署名となっています。
2019 年 10 月 1 日　北大生協　理事会室